

# 身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 東 桜 会

平成19年5月

## 【1】身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

### (1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 【2】身体拘束廃止に関する基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束行及びその他の行動制限を禁止する。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

### (3) 日常の介護における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。

言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。

利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。

利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。

やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。

「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

### 【3】身体拘束廃止に関する体制

#### (1) 身体拘束廃止委員会の設置等

##### 設置及び目的

身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

##### 身体拘束廃止委員会の責任者

・特別養護老人ホーム麻機園 施設長 秋山 通

##### 身体拘束廃止委員会の構成員

・特別養護老人ホーム麻機園 施設長 秋山 通  
・特別養護老人ホーム麻機園 医師 北澤 透  
・特別養護老人ホーム麻機園 生活相談員 望月昭子  
・特別養護老人ホーム麻機園 介護支援専門員 芦口益枝  
・特別養護老人ホーム麻機園 看護職員 松村由美子  
・特別養護老人ホーム麻機園 介護職員 足立景子 下地綾子  
・特別養護老人ホーム麻機園 栄養士 三浦温子  
・麻機園デイサービスセンター 生活相談員 松下久美子  
・ケアハウス桜花 施設長 長島鈴江  
・静岡市有永グループホーム ホーム長 秋山真由美

##### 身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期的に2ヶ月に1回開催する
- ・その他、必要な都度開催する

### 【4】やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

#### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一次性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に開催する。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し、身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施する。

### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

### (4) 拘束の解除

(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

<介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

## 【5】身体拘束廃止に関する各職種の役割

身体拘束廃止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

### (1) 職種ごとの役割

<施設長>

- ・身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任

<医師>

- ・医療行為への対応
- ・看護職員との連携

<看護職員>

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

<生活相談員・介護支援専門員>

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に添ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

< 栄養士 >

- ・経鼻、経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

< 介護職員 >

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解する
- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録の整備

**【 6 】 身体拘束廃止及び改善に関する職員教育・研修**

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。

( 1 ) 職員教育の内容

- 定期的な教育・研修（年2回以上）を実施する
- 新任者に対する身体拘束廃止及び改善のための教育・研修を実施する
- その他、必要な教育・研修を実施する

**【 改正・修正履歴 】**

- ( 制定 ) 平成 1 9 年 1 月
- ( 改正 ) 平成 1 9 年 2 月 設置及び目的、身体拘束廃止委員会の構成員
- ( 改正 ) 平成 1 9 年 4 月 身体拘束廃止委員会の構成員
- ( 修正 ) 平成 1 9 年 5 月 身体拘束廃止委員会の構成員の氏名

## 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1. あなたの状態が下記の のすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間帯において最小限の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

### 記

入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い 身体拘束その他の行動制限を行う以外にそれに代わる介護・看護方法がない 身体拘束その他の行動制限が一時的である
---

個別の状況による 拘束の必要な理由	
拘束の方法 【場所・行為・(部位・内容)】	
拘束の時間帯	
拘束すべき心身の状況	
拘束開始及び解除予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

特別養護老人ホーム麻機園  
園長 秋山 通

記録者

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名  
(本人との続柄 )

別添 2

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン